**保　護　者　様**

**学校園長**

**学校感染症で欠席された場合、この意見書を提出すれば出席停止扱いとなります。**

**また、この意見書を和泉市以外の医療機関で発行してもらう場合、意見書代が必要となる場合があります。**

**学校感染症に係る登校・登園に関する意見書**

|  |
| --- |
| **年　　　月　　　日** |

**下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則第１９条にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、以降の登校・登園が可能であると判断しました。**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **学**  **年** |  | **組** |  | **名前** |  |

**１．麻しん（はしか）　　　　　　　　　９．腸管出血性大腸菌感染症**

**２．風しん　　　　　　　　　　　　　１０．流行性角結膜炎**

**３．水痘（みずぼうそう）　　　　　　１１．急性出血性結膜炎**

**４．流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）　１２．Ａ群溶血性連鎖球菌咽頭炎（Ａ群溶連菌感染症）**

**５．百日咳　　　　　　　　　　　　　１３．感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルスなど）**

**６．咽頭結膜熱（プール熱）　　　　　１４．アデノウイルス咽頭炎（アデノウイルス感染症）**

**７．結核　　　　　　　　　　　　　　１５．その他の感染症**

**８．インフルエンザ　　　　　　　　　　　　（病名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）**

**（令和４年度は不要）**

**※学校への連絡は必要です。**

**○ その他の感染症とは、必ずしも感染症法・学校保健安全法に規定された感染症に限らず、出席停止措置が望ましい疾患すべてが対象となります。**

**年　　月　　日**

**医療機関：**

**診察医師：**

**医療機関へお願い**

**和泉市立小中学校、幼稚園、保育園および和泉市内の私立幼稚園、民間保育園、認定こども園、幼児教室では、学校感染症にかかった子どもが登校（園）するときは、この意見書を提出するよう指導しておりますので、よろしくお願いします。**

**（なお、この意見書代については、和泉市医師会に無料で協力を依頼しております。）**